

# 沖縄県の公文書管理 3 評価選別

公文書館では、受け入れた文書について、その歴史的価値を判断するため、最終的な評価選別を行います。

作成  
保存



2  
受入



3  
評価選別



4  
整理



5  
公開

## 評価選別（廃棄または保存の決定）

中間書庫に収めた文書の中から、保存の対象となる文書を選別します。評価選別は、下のような**評価選別シート**にしたがって実施します。評価選別シートは、県の各機関の事務事業をもとに作成した**評価選別ガイド**によって、文書をシリーズにふり分け、記載された情報を類型化して記述したものです。類型によって「**保存**」、「**廃棄**」が分かれ、評価選別シートには、その判定理由を、明記します。



評価選別会議の様子

### ▶ 評価選別ガイド

行政一般	医療	病院	環境衛生	廃棄物	赤土等流出防止に係る事業行為の規制に関すること 公害防止に係る特定工場の設置等の規制に関すること 水質汚濁防止に係る特定施設の設置等の規制に関すること 沖縄県環境管理計画の策定に関すること 大気汚染防止に係るばい煙、粉じん発生施設の設置等の規制に関すること PRTR（化学物質排出移動量届出制度）に関すること ダイオキシン類の調査測定に関すること	一部保存
社会資本		難病		建築物		一部保存
産業振興		精神衛生		調理師		保存
安全・防災		看護教育		美容師等		保存
社会保障		医療従事者	環境保全	融資・助成		保存
環境・衛生	公衆衛生	感染症		公害対策		廃棄
教育・文化		予防衛生		自然保護		一部保存
		墓地				

### ▶ 評価選別シート

評価選別シート	選別コード	M25002	選別区分	一部保存	選別基準	7(住民の権利)	分類	環境・衛生/環境保全/公害対策
シリーズ名	ダイオキシン類の調査測定に関すること							
シリーズ解説	<p>ダイオキシン類による環境汚染や人の健康被害を防止するために「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年施行)では、大気、公共用水域などに関する環境基準や、人の1日当たりの許容摂取量などが定められている。</p> <p>同法ではダイオキシン類を排出する施設を特定施設として定め、その設置者にはダイオキシン類排出規制値の遵守を義務づけ、排出ガスや排出水の汚染の状況について、毎年測定し都道府県知事に報告しなければならないとしている。</p> <p>また、同法により都道府県知事には特定施設の監視を併せて、大気・公共用水域・土壌中のダイオキシン類の常時監視が義務づけられており、これらの調査結果を環境白書にて公表している。</p>		判定理由	<p>ダイオキシン類が人の健康に影響を与えるおそれがある物質であること、自然分解されにくく環境や生物の体内に蓄積されていくことから、監視測定に関する文書は将来的に有効な利用が見込まれるため保存とする。測定結果は毎年県の環境白書またはウェブサイトへ数値が公表されているが、測定時や分析の際の細かいデータは公表されていない。</p> <p>ただし、文書類型 3-(1)、3-(2)は事業所ごとの測定結果が公表されており、今後有効な利用が見込まれないため廃棄とする。</p> <p>また、報告書等で重複がある文書については廃棄とする。</p>				
文書類型	<p>次の文書のうち、<b>【廃棄】</b>以外を保存とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>県または測定機関による環境中のダイオキシン類調査報告書             <ol style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン測定業務報告書</li> <li>海生生物汚染物質濃度測定業務報告書</li> <li>基地周辺公共用水域監視調査に係るダイオキシン類測定業務報告書</li> <li>各測定業務についての詳細なグラフデータや精度管理報告書等</li> </ol> </li> <li>発生源監視調査に関する文書             <ol style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類発生源監視測定業務結果報告書</li> <li>改善命令・立ち入り調査書等</li> </ol> </li> <li>特定施設設置者への監視に関する文書             <ol style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類自主測定結果及び計量証明書等添付文書<b>【廃棄】</b></li> <li>事業者や保健所との往復文書<b>【廃棄】</b></li> <li>改善命令・立ち入り調査書等</li> </ol> </li> <li>特定施設の設置に関する文書<b>【引渡実績なし】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>特定施設設置(使用、変更)届出書</li> <li>特定施設使用届出書</li> <li>その他、特定施設の使用変更に関する文書</li> </ol> </li> </ol>		所管課名	環境生活部環境保全課				
			対応類名	ダイオキシン類調査測定関係/3年保存				

